

政策会議付議事案書（令和6年10月9日）

提案課名 文書法制課

報告者名 國廣 太清

事案名	秦野市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定することについて	有 資料 無
目的・必要性	令和4年6月17日公布の「刑法等の一部を改正する法律」により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて、新たに「拘禁刑」が創設されました。 この改正に伴い、条例中で規定している「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正するとともに、字句を整理するため、「秦野市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」を制定するものです（整理条例により改正する条例は、10条例です。）。 なお、議会をその適用範囲としている「秦野市議会個人情報の保護に関する条例」も改正を必要としますが、議提議案による一部改正条例の上程が予定されています。	
経過・検討結果	令和4年6月17日 刑法等の一部を改正する法律の公布 以降、対象となる例規の抽出、改正案の検討 令和6年8月28日 横浜地方検察庁に罰則規定に関する協議を依頼 同年9月 5日 横浜地方検察庁による罰則規定に関する協議の完了 令和7年6月 1日 刑法等の一部を改正する法律の施行	
決定等を要する事項	条例中で規定している「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正するものです。 (1) 「懲役」から「拘禁刑」への改正（罰則） - ア 秦野市情報公開条例 - イ 秦野市行政不服審査法施行条例 - ウ 秦野市個人情報の保護に関する法律施行条例 - エ 秦野市まちづくり条例 (2) 「禁錮」から「拘禁刑」への改正（欠格条項） - ア 秦野市表彰条例 - イ 秦野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例 - ウ 秦野市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例 - エ 秦野市職員の給与に関する条例 - オ 秦野市職員の退職手当に関する条例 - カ 秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例	

今後の 取扱い	1	令和6年12月	令和6年12月第4回定例会議に議案提出
	2	令和7年 6月1日	条例及び規則の施行（改正法の施行日と同日）

秦野市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理 に関する条例を制定することについて

令和 6 年 1 0 月 9 日

文書法制課作成

1 概 要

令和 4 年 6 月 1 7 日公布の「刑法等の一部を改正する法律」により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、これらに代えて、新たに「拘禁刑」が創設されました。

この法改正に伴い、本市の条例中で規定している「懲役」及び「禁錮」を「拘禁刑」に改正するものです。（施行日は令和 7 年 6 月 1 日）

現 行	懲役	・ 道徳的に非難される犯罪に対する刑 ・ 刑務作業を課す。 ・ 「見せしめ」と「再犯防止」の側面
	禁錮	・ 過失犯に対する刑 ・ 作業義務がない。
改正後	拘禁刑	・ 社会生活に適応するために必要な知識や生活態度の習得等、「社会復帰」を重視 ・ 改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。

多くの受刑者が作業を申し出ており、実質的に差がない。

2 改正する条例

(1) 秦野市条例（10 条例）

- ア 秦野市表彰条例
- イ 秦野市情報公開条例
- ウ 秦野市行政不服審査法施行条例
- エ 秦野市個人情報の保護に関する法律施行条例
- オ 秦野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例
- カ 秦野市職員の給与に関する条例
- キ 秦野市職員の退職手当に関する条例
- ク 秦野市まちづくり条例
- ケ 秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例
- コ 秦野市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(2) 秦野市議会条例（１条例）

秦野市議会個人情報の保護に関する条例

３ これまでの経過と今後の進め方

(1) これまでの経過

令和４年６月１７日 刑法等の一部を改正する法律の公布

以降、対象となる例規の抽出、改正案の検討

令和６年８月２８日 横浜地方検察庁に罰則規定に関する協議を依頼

同年９月 ５日 横浜地方検察庁による罰則規定に関する協議完了

令和７年６月 １日 刑法等の一部を改正する法律の施行

(2) 今後の進め方

令和６年１２月 令和６年１２月第４回定例会に議案提出

令和７年 ６月１日 条例及び規則の施行（改正法の施行日と同日）

秦野市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例を制定することについて

秦野市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条
例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 月 日提出

秦野市長 高 橋 昌 和

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁錮が廃止され、これ
らに代えて、新たに拘禁刑が創設されるため、関係条例の一部を改正するもの
であります。

秦野市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理
に関する条例

(秦野市表彰条例の一部改正)

第 1 条 秦野市表彰条例（平成 1 6 年秦野市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 1 号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

(秦野市情報公開条例の一部改正)

第 2 条 秦野市情報公開条例（平成 1 7 年秦野市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 4 項ただし書中「第 1 項」を「同項」に改め、同条第 5 項各号列記以外の部分中「すべてに」を「全てに」に改める。

第 1 5 条第 3 項中「第 2 7 条」を「第 2 8 条」に改める。

第 2 9 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(秦野市行政不服審査法施行条例及び秦野市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第 3 条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 秦野市行政不服審査法施行条例（平成 2 8 年秦野市条例第 6 号）第 1 7 条

(2) 秦野市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年秦野市条例第 1 3 号）附則第 6 項及び第 7 項

(秦野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例及び秦野市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 4 条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 秦野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例（昭和 3 4 年秦野市条例第 4 号）第 5 条第 1 項

(2) 秦野市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年秦野市条例第 4 5 号）第 6 条第 1 号

(秦野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 5 条 秦野市職員の給与に関する条例（昭和 3 0 年秦野市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第17条の2第3号及び第4号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

第17条の3第1項第1号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改め、同条第4項第1号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に改める。

（秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第6条 秦野市職員の退職手当に関する条例（昭和38年秦野市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「前項の規定に」を「同項の規定に」に改める。

第12条第1項第1号中「すでに」を「既に」に改め、同条第2項ただし書中「雇用保険法」を「同法」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「、第2号」を「、同号」に改め、同項第1号中「すでに」を「既に」に改め、同条第6項各号列記以外の部分中「、第2号」を「、同号」に改め、同項第1号中「すでに」を「既に」に改める。

第14条第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「思料する」を「思われる」に改め、同条第5項第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第15条の見出し及び同条第1項第1号、第16条第1項第1号並びに第18条第4項中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（秦野市まちづくり条例の一部改正）

第7条 秦野市まちづくり条例（平成11年秦野市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条第4項中「さらに」を「更に」に改める。

第47条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正）

第8条 秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年秦野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「禁錮（こ）」を「拘禁刑」に、「終るまで」を「終わるまで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、その罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、その刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留の処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（秦野市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例（次項においてこれらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第５条の規定による改正後の秦野市職員の給与に関する条例第１７条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 6 刑法等一部改正法等の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴された者は、第６条の規定による改正後の秦野市職員の退職手当に関する条例第１４条第１項及び第５項、第１５条第１項（第１号に係る部分に限る。）並びに第１８条第４項並びに秦野市職員の退職手当に関する条例第１８条第３項の規定の適用については、拘禁刑が定

められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議案第 号 秦野市刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照表

網かけ部分以外は、字句の整理によるものです。

新	旧
秦野市表彰条例の一部改正	
(欠格条項) 第 10 条 次の各号のいずれかに該当するものは、第 3 条から第 5 条までに規定する適格者であっても、この条例を適用しない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行の終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)－(4) (略)	(欠格条項) 第 10 条 次の各号のいずれかに該当するものは、第 3 条から第 5 条までに規定する適格者であっても、この条例を適用しない。 (1) 禁錮(こ)以上の刑に処せられ、その執行の終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2)－(4) (略)
秦野市情報公開条例の一部改正	
(公開請求に対する決定等) 第 10 条 (略) 2・3 (略) 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由のため第 1 項に規定する期間内に諾否決定をすることができないときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して 60 日以内に限り、延長することができる。この場合において、	(公開請求に対する決定等) 第 10 条 (略) 2・3 (略) 4 実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由のため第 1 項に規定する期間内に諾否決定をすることができないときは、同項に規定する期間を公開請求があった日の翌日から起算して 60 日以内に限り、延長することができる。この場合において、

実施機関は、公開請求者に対してその延長の期限及び理由を付した文書により直ちに通知しなければならない。ただし、実施機関は、その公開請求に係る行政情報が一つの情報であっても、合理的にその情報を分割することにより同項に規定する期間内に諾否決定をすることが可能となる部分があるときは、その部分について、同項に規定する期間内に諾否決定をするように努めなければならない。

- 5 実施機関は、公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にその全てについて諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、公開請求に係る行政情報のうちの一定の部分についてその期間内に諾否決定をし、残りの部分の行政情報については相当の期間内に諾否決定をするものとする。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(秦野市情報公開・個人情報保護審査会)

第15条 (略)

2 (略)

- 3 審査会は、前2項に規定する審査のほか、この条例で定める事項及び行政情報の公開に関する重要な事項並びに行政手続に

実施機関は、公開請求者に対してその延長の期限及び理由を付した文書により直ちに通知しなければならない。ただし、実施機関は、その公開請求に係る行政情報が一つの情報であっても、合理的にその情報を分割することにより第1項に規定する期間内に諾否決定をすることが可能となる部分があるときは、その部分について、同項に規定する期間内に諾否決定をするように努めなければならない。

- 5 実施機関は、公開請求に係る行政情報が著しく大量であるため、公開請求があった日の翌日から起算して60日以内にそのすべてについて諾否決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じると認めるときは、第1項及び前項の規定にかかわらず、公開請求に係る行政情報のうちの一定の部分についてその期間内に諾否決定をし、残りの部分の行政情報については相当の期間内に諾否決定をするものとする。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を文書により通知しなければならない。

(1)・(2) (略)

(秦野市情報公開・個人情報保護審査会)

第15条 (略)

2 (略)

- 3 審査会は、前2項に規定する審査のほか、この条例で定める事項及び行政情報の公開に関する重要な事項並びに行政手続に

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２８条第１項に規定する評価書に記載された同法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項に係る実施機関からの諮問について、答申し、又は建議する。

４－６ （略）

（罰則）

第２９条 第１５条第５項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

おける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２７条第１項に規定する評価書に記載された同法第２条第９項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いに関する事項に係る実施機関からの諮問について、答申し、又は建議する。

４－６ （略）

（罰則）

第２９条 第１５条第５項の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

秦野市行政不服審査法施行条例の一部改正

（罰則）

第１７条 第７条の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処する。

（罰則）

第１７条 第７条の規定に違反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万円以下の罰金に処する。

秦野市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正

附 則

６ 附則第３項各号に掲げる者が、正当な理由なく、施行日前に旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第５号に規定する保有個人情報を含む情報の集

附 則

６ 附則第３項各号に掲げる者が、正当な理由なく、施行日前に旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第２条第５号に規定する保有個人情報を含む情報の集

合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報
を電子計算機により検索することができるように体系的に構
成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを
含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の**拘禁刑**又
は100万円以下の罰金に処する。

- 7 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施
行日前に旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定
する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な
利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の**拘
禁刑**又は50万円以下の罰金に処する。

合物で、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報
を電子計算機により検索することができるように体系的に構
成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを
含む。）を施行日以後に提供したときは、2年以下の**懲役**又は
100万円以下の罰金に処する。

- 7 附則第3項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得た施
行日前に旧実施機関が保有していた旧条例第2条第5号に規定
する保有個人情報を施行日以後に自己若しくは第三者の不正な
利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の**懲
役**又は50万円以下の罰金に処する。

秦野市職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正

（失職の例外）

第5条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至っ
た職員のうち、**拘禁刑**以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶
予されたものについては、その罪が過失によるものであり、かつ、
情状を考慮する必要を認めるときは、その職を失わないもの
とすることができる。

2 （略）

（失職の例外）

第5条 任命権者は、法第16条第1号の規定に該当するに至っ
た職員のうち、**禁錮**以上の刑に処せられ、その刑の執行を猶予
されたものについては、その罪が過失によるものであり、かつ、
情状を考慮する必要を認めるときは、その職を失わないものと
することができる。

2 （略）

秦野市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

- (1) **拘禁刑**以上の刑に処せられた者
- (2)－(5) (略)

(退職報償金支給の制限)

第6条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支給しない。

- (1) **禁錮**以上の刑に処せられた者
- (2)－(5) (略)

秦野市職員の給与に関する条例の一部改正

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、それぞれの各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日からその基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日からその支給日の前日までの間に**拘禁刑**以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（その処分を取り消された者を除く。）で、

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、それぞれの各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1)・(2) (略)
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日からその基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日からその支給日の前日までの間に**禁錮（こ）**以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（その処分を取り消された者を除く。）で、

その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員でその支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、その期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日からその支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（その起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) （略）

2・3 （略）

4 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかにその一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者がその一時差止処分の理由となっ

その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮（こ）以上の刑に処せられたもの

第17条の3 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員でその支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、その期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日からその支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（その起訴に係る犯罪について禁錮（こ）以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第4項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) （略）

2・3 （略）

4 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかにその一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者がその一時差止処分の理由となっ

た行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
(2)・(3) (略)
5－8 (略)
(休職者の給与)
第19条 (略)
2－7 (略)

た行為に係る刑事事件に関し禁錮 (こ)以上の刑に処せられなかった場合
(2)・(3) (略)
5－8 (略)
(休職者の給与)
第19条 (略)
2－7 (略)

秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)
第5条 (略)
2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
(失業者の退職手当)
第12条 勤続期間12か月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6か月以上）で退職した職

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)
第5条 (略)
2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
(失業者の退職手当)
第12条 勤続期間12か月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第23条第2項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、6か月以上）で退職した職員（第4項又は第6項の規定に該当する者を除く。）であって、

員（第4項又は第6項の規定に該当する者を除く。）であつて、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、その退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、その退職した職員の規則で定める勤続期間（以下「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、その退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれの各号に定める期間（その期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、その理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給

第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが、その退職した職員を同法第15条第1項に規定する受給資格者と、その退職した職員の規則で定める勤続期間（以下「基準勤続期間」という。）の年月数を同法第22条第3項に規定する算定基礎期間の年月数と、その退職の日を同法第20条第1項第1号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第23条第2項に規定する特定受給資格者とみなして同法第20条第1項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、それぞれの各号に定める期間（その期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き30日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより市長にその旨を申し出た場合には、その理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とする。次項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第1号に規定する一般の退職手当等の額を第2号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業しているときは、第1号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第2号に規定する基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数

の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けたその退職に係る一般の退職手当の額

(2) (略)

2 勤続期間 1 2 か月以上（特定退職者にあつては、6 か月以上）で退職した職員（第 5 項又は第 7 項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

3 (略)

4 勤続期間 6 か月以上で退職した職員（第 6 項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業して

から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者がすでに支給を受けたその退職に係る一般の退職手当の額

(2) (略)

2 勤続期間 1 2 か月以上（特定退職者にあつては、6 か月以上）で退職した職員（第 5 項又は第 7 項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき前項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

3 (略)

4 勤続期間 6 か月以上で退職した職員（第 6 項の規定に該当する者を除く。）であつて、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 3 7 条の 2 第 1 項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業して

いる場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けたその退職に係る一般の退職手当等の額

(2) (略)

5 (略)

6 勤続期間6か月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、同号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者が既に支給を受けたその退職に係る一般の退職手当等の額

(2) (略)

7-16 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る任命権者は、その退職をした者に対し、その退

いる場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者がすでに支給を受けたその退職に係る一般の退職手当等の額

(2) (略)

5 (略)

6 勤続期間6か月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者とみなしたならば同法第38条第1項各号のいずれかに該当するもののうち、第1号に掲げる額が第2号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第2号に掲げる額から第1号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。

(1) その者がすでに支給を受けたその退職に係る一般の退職手当等の額

(2) (略)

7-16 (略)

(退職手当の支払の差止め)

第14条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る任命権者は、その退職をした者に対し、その退

職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（その起訴に係る犯罪について **拘禁刑** 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) （略）

2 退職をした者に対しまだその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る任命権者は、その退職をした者に対し、その一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- (1) その退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその任命権者がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思われに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保するうえで支障を生じると認めるとき。

- (2) その任命権者が、その退職をした者について、その一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き継いだ
在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中

職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

- (1) 職員が刑事事件に関し起訴（その起訴に係る犯罪について **禁錮** 以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) （略）

2 退職をした者に対しまだその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る任命権者は、その退職をした者に対し、その一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

- (1) その退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその任命権者がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保するうえで支障を生じると認めるとき。

- (2) その任命権者が、その退職をした者について、その一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き継いだ
在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中

の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思われるに至ったとき。

3・4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った任命権者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかにその支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、その支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) その支払差止処分を受けた者について、その支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合

(3) (略)

6-10 (略)

の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

3・4 (略)

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った任命権者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかにその支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、その支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認められるときは、この限りでない。

(1) (略)

(2) その支払差止処分を受けた者について、その支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した日又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合

(3) (略)

6-10 (略)

(退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る任命権者は、その退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、その退職をした者が死亡したときは、その一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を考慮して、その一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) その退職をした者が刑事事件（その退職後に起訴をされた場合には、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）

についてその退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2-6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る任命権者は、その退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、その退職をした者の生計の状況を考慮して、その一般の退職手当等の額（その退職をし

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第15条 退職をした者に対しまだその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る任命権者は、その退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、その退職をした者が死亡したときは、その一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第13条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を考慮して、その一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) その退職をした者が刑事事件（その退職後に起訴をされた場合には、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）

についてその退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2-6 (略)

(退職をした者の退職手当の返納)

第16条 退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、その退職に係る任命権者は、その退職をした者に対し、第13条第1項に規定する事情のほか、その退職をした者の生計の状況を考慮して、その一般の退職手当等の額（その退職をし

た者がその一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) その退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件について拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2-6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第18条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、その退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件について起訴をされた場合において、その刑事事件について拘禁刑以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、その退職に係る任命権者は、その退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、その退職手当の受給者の相続人に対し、その退職をした者がその刑事事件について拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、その一般の退職手

た者がその一般の退職手当等の支給を受けていなければ第12条第2項、第5項又は第7項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第18条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合には、これらの規定により算出される金額（次条及び第18条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命じる処分を行うことができる。

(1) その退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件について禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2)・(3) (略)

2-6 (略)

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第18条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、その退職の日から6か月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件について起訴をされた場合において、その刑事事件について禁錮以上の刑に処せられた後において第16条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、その退職に係る任命権者は、その退職手当の受給者の死亡の日から6か月以内に限り、その退職手当の受給者の相続人に対し、その退職をした者がその刑事事件について禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、その一般の退職手当等

当等の額（その退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5－8 （略）

の額（その退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命じる処分を行うことができる。

5－8 （略）

秦野市まちづくり条例の一部改正

（地域まちづくり協定の締結等）

第12条 （略）

2・3 （略）

4 地域まちづくり協定の有効期間は、第2項に規定する公告があった日から起算して10年間とする。地域まちづくり協定の期間満了前に構想区域内の権利者のうち過半数以上の者から異議等の申出がないときは、その期間満了の日の翌日から起算して更に10年間、同一の条件により更新されるものとする。

5－7 （略）

（罰則）

第47条 第42条第1号又は第2号の規定による市長の命令に違反した者については、6か月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

（地域まちづくり協定の締結等）

第12条 （略）

2・3 （略）

4 地域まちづくり協定の有効期間は、第2項に規定する公告があった日から起算して10年間とする。地域まちづくり協定の期間満了前に構想区域内の権利者のうち過半数以上の者から異議等の申出がないときは、その期間満了の日の翌日から起算してさらに10年間、同一の条件により更新されるものとする。

5－7 （略）

（罰則）

第47条 第42条第1号又は第2号の規定による市長の命令に違反した者については、6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

秦野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) **拘禁刑**以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)・(3) (略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日以後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、その罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

- (1) **禁錮（こ）**以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2)・(3) (略)

の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（有期のものに限る。以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、その刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- 4 拘禁刑又は拘留の処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（秦野市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例（次項においてこれらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行の日前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除

く。)が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の秦野市職員の給与に関する条例第17条の3第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(秦野市職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 刑法等一部改正法等の施行の日前に犯した禁錮以上の刑(死刑を除く。)が定められている罪につき起訴された者は、第6条の規定による改正後の秦野市職員の退職手当に関する条例第14条第1項及び第5項、第15条第1項(第1号に係る部分に限る。)並びに第18条第4項並びに秦野市職員の退職手当に関する条例第18条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。